

宇多津町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 17,617	千円 6,005,284	千円 442,101	千円 1,063,894	% 17.7	% 16.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

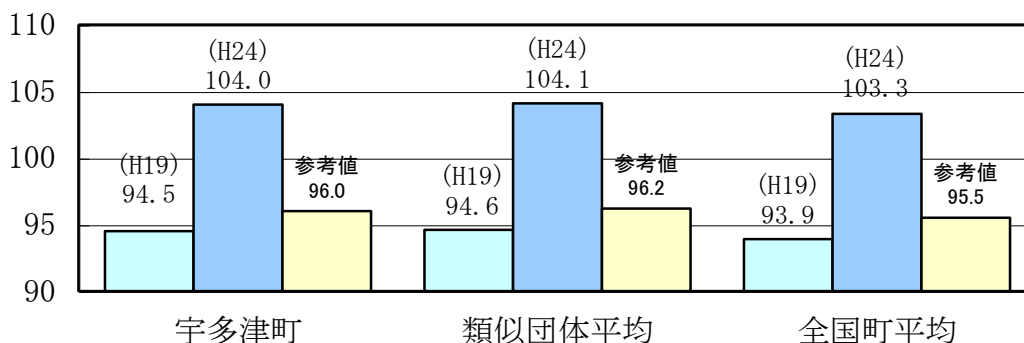
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 117	千円 458,180	千円 61,259	千円 163,506	千円 682,945	千円 5,837	千円 5,700

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況（24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宇多津町	47.3歳	351,107円	403,090円	円
香川県	44.5歳	343,294円	407,778円	363,874円
国	42.8歳	304,944円 (329,917)	—	372,906円 (401,789)
類似団体	42.9歳	319,752円	363,751円	345,809円

② 技能労務職

区分	宇多津町					民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する似 職種	平均年齢	平均給与 月額
宇多津町	45.1歳	19人	305,904円	323,729円	—	—	—	—
うち用務員	40.8歳	3人	296,467円	308,232円	—	用務員	53.5歳	206,600円
うち清掃職員	46.3歳	15人	309,579円	329,670円	—	廃棄物処理 従業員	44.7歳	288,200円
香川県	53.5歳	59人	345,521円	372,712円	356,326円	—	—	—
国	49.7歳	3,479人	270,465円	—	307,506円	—	—	—
類似団体	48.5歳	12人	285,486円	307,761円	297,150円	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区 分	宇多津町	香川県	国	
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	163,986 (172,200)円
	高校卒	140,100円	144,500円	133,418 (140,100)円
技能労務職	高校卒	140,100円	133,100円	—
	中学卒	126,800円	125,400円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（24年4月1日現在）

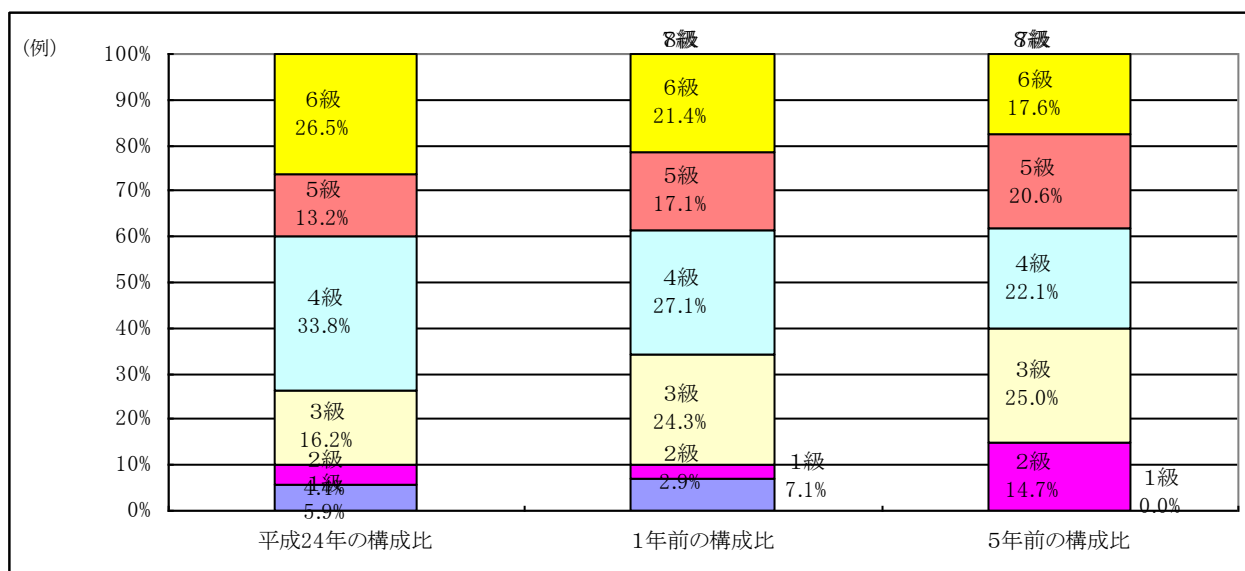
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	277,400円	311,900円	350,000円
	高校卒	***円	***円	318,400円
技能労務職	高校卒	239,100円	279,000円	293,500円
	中学卒	***円	***円	295,500円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補・主事・保育士・教諭	4人	5.9%
2 級	・主任主事 ・相当高度な知識又は経験を必要とする保育士 ・相当高度な知識又は経験を必要とする教諭	3人	4.4%
3 級	・主査 ・高度な知識又は経験を必要とする保育士 ・高度な知識又は経験を必要とする教諭	11人	16.2%
4 級	主任・主任保育士・主任教諭・係長	23人	33.8%
5 級	副所長・副園長・所長・園長・副主幹・課長補佐	9人	13.2%
6 級	課長	18人	26.5%

(注) 1 宇多津町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

宇多津町職員人事考課制度実施要領に基づき、考課基準日である6月1日、12月1日における点数の平均点により、昇給へ勤務成績を反映させている。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宇多津町	香川県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,419千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,613千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

宇多津町職員人事考課制度実施要領に基づき、考課基準日である6月1日、12月1日における点数の平均点により、勤勉手当へ勤務成績を反映させている。

(2) 退職手当(24年4月1日現在)

宇多津町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 一人当たり平均支給額 17,010千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)

(3) 地域手当

なし

(4) 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）	366 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	36.6千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	14.3 %		
手当の種類（手当数）	6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	伝染病防疫作業に従事する職員が伝染病の発生又は発生のおそれがある場合で伝染病患者若しくは疑いのある患者の救護等の作業又は家畜に対する防疫作業	一般行政職	500円以内/件（1件増すごとに200円）
用地交渉等業務手当	職員が土地の取得、又は漁業権に係るものに関して現地で交渉に従事	一般行政職	1,000円/日（深夜1,300円）
行旅病人等収容作業従事職員特殊勤務手当	行旅病人又は行旅死亡人の収容作業に従事	一般行政職	500円以内/件（死亡1,000円以内/件）
自動車等整備手当	公用車の運転及び整備業務に従事	技能職	3,000円以内/月
犬、ねこ等死体収容作業従事職員特殊勤務手当	住民生活課に勤務する職員にして、犬、ねこ等死体収集作業に従事	技能職	700円/件
一般職の職員で町長において特に必要と認められるものの特殊勤務手当	職員がその職務を遂行するにあたり著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事	一般行政職	給料月額 \times 3/100以内

(注) 特殊勤務手当の支給実績については普通会計決算ベースによる

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	14,331 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	122 千円
支給実績(22年度決算)	22,073 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	191 千円

(6) その他の手当 (24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、 その他6,500円、 1人(配偶者なし)11,000円、 特定期間加算5,000円	同		千円 11,431	千円 234
住居手当	12,000円を超え23,000円以下(家賃-12,000円)、 23,000円を超え55,000円未満(家賃-23,000円×1/2+11,000円)、 家賃55,000円以上(27,000円)	同		千円 3,336	千円 302
通勤手当	略	同		3,622千円	61千円
管理職手当	本庁の課長60,300円 本庁の課長補佐39,300円	異	左記のとおり	千円 18,345	千円 573

6 特別職の報酬等の状況 (24年4月1日現在)

区分		給料		月額		額等	
給料	町長	769,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額				
	副町長		596,000円	854,000円 / 710,000円	319,000円 / 441,000円		
報酬	議長	365,000円	420,000円 / 226,500円				
	副議長	336,000円	360,000円 / 180,000円				
	議員	320,000円	345,000円 / 157,000円				
期末手当	市区町村長	(23年度支給割合)		2.95月分			
	副市長	(23年度支給割合)		2.95月分			
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	副市長	給料月額×17.52	13,472,880円	任期ごと			
	収入役	給料月額×10.56	6,293,760円	任期ごと			
	備考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

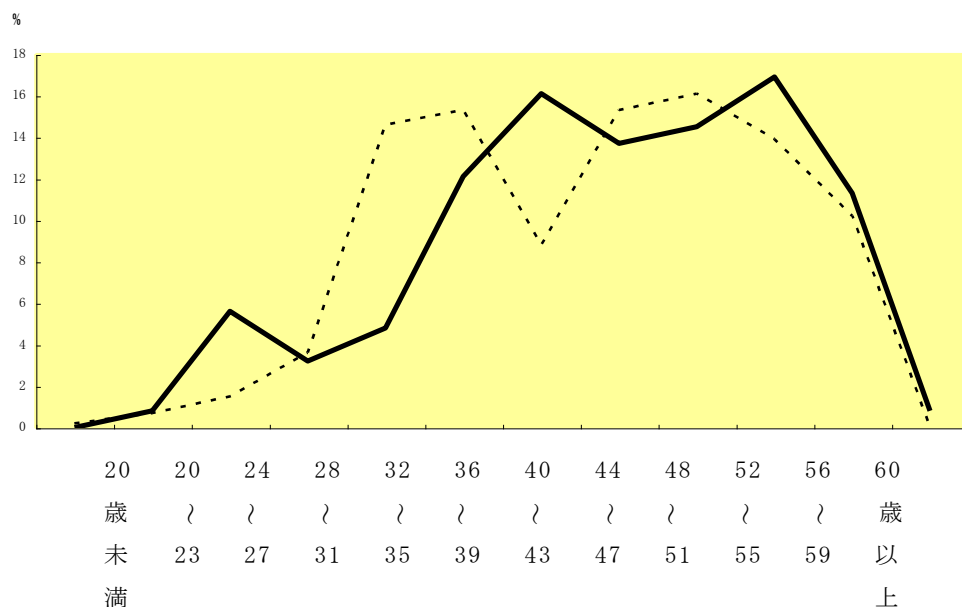
部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
			平成23年	平成24年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	△ 2	不 補 充	
		総 務	24	22			
		税 務	8	8			
		農 林 水 産	農 業	1	1		1
			水 産	2	2		
			商 工	5	5		
			土 木	8	9		
			民 生	27	25		
		衛 生	23	23	△ 2		
	計	99	96	△ 3			
教 育 部 門		18	16	△ 2	不 補 充		
消 防 部 門		-	-	-			
小 計		117	112	△ 5			
公 営 企 業 計 等 部 門	上 水 道	3	3				
	下 水 道	4	4				
	そ の 他	5	5				
小 計		12	12				
合 計		129	124	△ 5			
		[136]	[136]	[0]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (24年4月1日現在)

(例)



区 分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0	1	7	4	6	15	20	17	18	21	14	1	124

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区分	20年	21年	22年	23年	24年	過去 5 年間の増減
町長の事務部局の職員	108	107	110	107	104	△4
議会の事務部局の職員	1	1	1	1	1	0
選挙管理委員会の事務部局の職員 (兼務)	0	3	3	3	3	***
監査委員の事務部局の職員(兼務)	0	1	1	1	1	***
教育委員会の事務部局の職員	19	16	16	18	16	△3
農業委員会の事務部局の職員 (兼務)	0	2	2	2	2	***
公営企業の事務部局の職員	3	3	3	3	3	0
計	131	127	130	129	124	△7

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。